



モンスターペイシエント（2）

北海道医師会顧問弁護士 黒木 俊郎

黒木法律事務所 弁護士 加畑 裕一朗

Q1 地域の基幹病院の院長ですが、院内で刑事事件を起こした患者Kについて相談します。
Kは、当院で手術をした患者ですが、その後、病状が好転しないことに不満を持ち、以前から主治医や職員にクレームをつけて困らせていましたが、数ヵ月前、刃物で主治医を脅すという恐ろしい事件を起こしました。幸い駆けつけた職員がKを取り押さえて警察に通報し、警察がKを逮捕したので、主治医は無事でした。

担当刑事は「Kは刑事裁判にかけられるので、当分娑婆には戻れないだろう」と言っていました。ところが、刑事裁判が始まると、Kが素直に罪を認めたため裁判はすぐ終わり、Kは有罪にはなりましたが、初犯のため執行猶予が付いたので、即日釈放されてしまいました。

これを知った主治医や職員は、Kが明日にもお礼参りに来るのではないかと大変心配しています。そこで、警察に相談して特別巡回をお願いしましたが、他に法的対策はないものでしょうか。

A1 Kがお礼参りに来て再び刑事事件を起こせば、執行猶予が取消され、Kは服役しなければなりません。この点は、Kも分かっているはずですから、刑事事件を起こす可能性は少ないと思います。しかし、Kが来院するだけでも職員が動揺するので、Kの院内立入りを防ぐ必要があります。そのためには、病院院長名で通告書を出しておくことをお勧めします。通告書の要旨は「貴殿の主治医に対する脅迫事件により、当院は大変迷惑している。よって、今後、当院は貴殿の診療はもちろん院内への立入りも全面的に拒絶する。もし、この通告に反して来院した場合は、警察に通報する所存である」という内容です。これを出しておけば、これに反してKが来院した場合には、ただちに警察に通報することができます。

Q2 さっそく通告書を出したところ、Kはしばらく来院しませんでした。しかし、今月になって病院に突然現れましたので、職員がすぐ警察に通報しました。しかし、この日のKは、凶器も持たず、暴行もしなかったため、警察もKを逮捕せず、院外に連れ出して帰宅させただけでした。
今回は無事でしたが、私はKが再度来院して職員に危害を加えることが心配です。どうすれば良いのでしょうか。

A2 次の法的手段として、裁判所への立入禁止仮処分申立をお勧めします。
参考裁判例として紹介した事例は、道内の病院で副院長に刃物を突き付けて脅した患者に対し、病院が立入禁止の仮処分を申立てたところ、裁判所が病院の申立を認める決定をしたものです。本年6月1日の最新の裁判例であり、病院が危険な患者から病院職員を守るための有力な法的手段として活用すべきものと思います。



院長：2013年に市立三笠総合病院で、診療中の精神科勤務医が患者に包丁で胸を刺されて殺されるという悲惨な事件がありました。私は、当院でも同様のことが起こるのではないかと大変心配です。

弁護士：三笠の事件は、何の前触れもなく発生した院内殺人事件であり、全国の医師に大きな衝撃を与えましたね。

院長：ですから、私は、病院の医師や職員を院内暴力から守ることが、院長の最も重要な職務だと思って取り組んでいます。

弁護士：そのためには、院長が警察や裁判所などの法的手段を上手に活用することが大切です。

院長：当院では、Kに対して「通告書」を出しましたが、効果があったのは1ヵ月程度で、今月には、また来てしまいました。

弁護士：しかし、今回のKは、凶器を持たず暴行もしなかったようですから、「通告書」と執行猶予の判決の相乗効果はあったと思います。

院長：今回、警察官がKを逮捕しなかったことには、失望しました。

弁護士：いや、凶器を持たず暴行もしなかったKを警察が逮捕しなかったのは、逮捕するに足る罪名がないからです。

院長：それでは、次の手段として、裁判所への立入禁止仮処分申立をしたいと思います。それでKは大人しくなるでしょうか。

弁護士：それは、Kの判断能力次第です。しかし、Kは、数ヵ月前に刑事裁判で有罪判決を受けたばかりであり、今度は民事の仮処分事件で、裁判所から呼び出しを受けて出頭することになるので、相当のプレッシャーを感じることは、間違いありません。

院長：仮処分決定が出て、Kが従わない可能性はないでしょうか。

弁護士：Kが異常人格の場合、その可能性は否定できません。しかし、裁判所の仮処分に反してKが院内に立ち上がった場合、警察は、Kが正当な理由なく院内に立ち上がったと判断して「建造物侵入罪」でKを現行犯逮捕することができます。そして、再び刑事裁判が始まり、前の執行猶予が取消されるので、Kは相当長期間服役することになるでしょう。

院長：それでは、裁判所の立入禁止仮処分決定が出た場合、所轄の警察署にも報告しておいた方がいいですね。

弁護士：そのとおりです。その際には、仮処分決定書の写しを提出しておく、警察が動きやすくなります。

参考裁判例

釧路地方裁判所帯広支部 平成29年6月1日決定
【事実経過の概要】

平成23年

A病院が患者Bの手術を行った。

平成25年4月

Bが手術の結果にクレームをつけるようになった
平成26年2月

主治医がBに「手術には問題がなかった」と説明した。

平成29年1月13日

Bが病院に来て、職員に「院長に会わせろ」「お前を殺しても何の得もない」などと発言して、院長との面会を強要した。

同月18日

院長不在時に来院したBが、勝手に副院長室に押し入り、副院長に包丁を突き付けて脅迫し、通報で駆けつけた警察官に逮捕される。

同年2月～3月

刑事裁判が始まり、Bは暴力行為等処罰法違反で有罪判決を受けたが、執行猶予がついて釈放された。

平成29年3月22日

A病院からBに「院内への立入りおよび職員との接触を拒絶する」との通告書を送付した。

平成29年4月20日

通告書に反して、BがA病院に立ち上がったが、警察は、Bを逮捕せず帰宅させた。

平成29年5月11日

A病院が裁判所に「立入禁止仮処分」の申立をした。

平成29年6月1日

裁判所は、A病院の主張を認め、仮処分決定を出した。

【仮処分決定の要旨】

患者Bは、自ら又は第三者をして、下記行為をしてはならない。

- 1 A病院関係者に対する、暴行、脅迫、又は威力を用いる行為
- 2 面接、架電、文書送付等により、A病院職員に面談又は交渉を求める行為
- 3 上記1、2の目的でA病院の建物に立ち入る行為
- 4 その他A病院に対する一切の業務妨害行為

ご挨拶

医事紛争Q&Aも今回で第50回となりましたので、これをもって、5年間の連載を終了させていただきます。今後、良いテーマが見つければ、また再開したいと思いますが、当面、半年～1年間の休載を予定しています。ご愛読ありがとうございました。

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎